菊人形事業実施補助金交付要項

（趣旨）

第１条　この要項は、菊人形事業実施補助金（以下「補助金」という。）について、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　補助金は、被補助者のひらかた市民菊人形の会（以下、「被補助者」という。）が本市の伝統的文化である「菊人形」を後世に継承、普及するために年間を通じて活動することによって、本市の文化的魅力を市内外へ発信することを目的として交付する。

（補助対象行為）

第３条　補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、被補助者が行う次の各号に掲げる行為のうち、市長が適当と認めるものとする。

（１）菊人形に関する事業

（２）被補助者が実施する事業の広報活動

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、前条を遂行するために必要な経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

（補助金の算定）

第５条　補助金は、補助対象経費の合計額から補助対象行為の実施にかかる収入を除いて算定し、予算の範囲内で交付する。

附　則

この要項は、平成29年４月１日から適用する。